

- P2 ごあいさつ
- P3 国民民主党の活動
- P4 議員立法提出
- P5 政府へ要請  
要請書を拝受
- P6 UAゼンセンと共に政府要請
- P8 JEC連合と共に経産省要請  
予算委員会
- P10 本会議代表質問入管法改正案
- P12 法務委員会
  - ・出入国管理法等の一部を改正する法律案
  - ・令和5年度予算三案付託審査
  - ・法務及び司法行政等に関する調査
  - ・裁判所職員定員法の一部改正法案
  - ・民事関係手続等のデジタル化推進法案
  - ・仲裁法等一部改正法案
  - ・刑事訴訟法の一部改正法案
  - ・刑法・刑事訴訟法改正法案、性的姿態撮影処罰法案
- P25 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- P26 参議院改革協議会  
自殺対策を推進する議員の会
- P28 WEB会議等への招待のお願い  
国会見学者一覧  
かわいたかのり公式Twitter登録のお願い



## いあさわり

皆様の日頃のご支援に心より感謝申し上げます。

第211回通常国会は1月23日に召集され150日間の会期をもって6月21日に閉会しました。国民民主党は本国会を「賃上げこそが最大の経済対策」という認識のもと「給料が上がる経済」の実現をめざして臨んでまいりました。

令和5年度予算案に対して国民民主党は、賃金引き上げには不十分な内容として衆議院に組み替え動議を提出し、賃上げ税制の見直しや、児童手当をはじめとした子ども・子育て支援における公的給付の所得制限の撤廃のほか、物価高騰対策として、ガソリン・軽油・LPガスの値下げや、電気料金に上乘せされている再生可能エネルギー発電促進賦課金の徴収停止を求めましたが、残念ながら否決され、

政府提出の令和5年度予算案が与党の賛成多数により成立しました。

防衛財源確保法案に対しては、ロシアによるウクライナ侵略、緊迫する台湾情勢、度重なる北朝鮮のミサイル発射により日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、防衛費を増額することは必要であるという認識に立っています。しかし、今後5年間に必要とされる43兆円という数字の根拠や、防衛費を確保するための財源に関して政府の説明は不十分であり反対しました。

一方、国民民主党は今国会で、万引き被害対策を推進するため「組織犯罪厳罰化法案および自動車盗難等対策法案」を議員立法として提出するとともに、「国民の命と生活を守る医薬品の安定供給確保とイノベーションに向けた緊急申し入れ」を加藤厚生労働大臣に行いました。また現在行われている電気料金・LPガス料金等の激変緩和措置が9月にも終了することに

なっていることから、激変緩和措置の延長を柱とした「緊急家計支援パッケージ」を作成し、西村経済産業大臣に提言してまいりました。

国民民主党は、これからも皆様のための政策実現に向け一丸となり取り組んでまいりますので、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。



川合孝典

### かわいたかのり国会所属委員会・国民民主党役職等の紹介(2023年8月1日現在)

#### 【国会関係】

法務委員会(理事)、参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、参議院改革協議会

#### 【国民民主党関係】

国民民主党 幹事長代行、国民民主党・新緑風会 幹事長、拉致問題対策本部長、国民民主党都道府県連役職 【顧問】北海道、京都(特別顧問) 【代表】岡山 【副代表】青森、群馬、山梨、石川、福井、奈良、鳥取、高知、愛媛、佐賀、熊本、沖縄 【選挙対策委員長】東京

#### 【その他】

UAゼンセン政治顧問、交通労連交通運輸政策研究会 事務局長、支払基金労働組合 特別顧問、民社協会 会長、東京民社協会 会長、超党派「自殺対策を推進する議員の会」事務局長

# 第211回通常国会における 国民民主党の提案と実績



## ① 賃上げ実現

1月26日、施政方針演説に対する代表質問にて玉木代表から「賃上げ”実現”国会」を働きかけ。

▶賃上げ額の平均は3.66%※であり、30年ぶりの高い水準を実現した(定期昇給相当分込み)。

※「2023 春季生活闘争 第6回 回答集計結果」より

## ② 特別高圧電力・LPガスの負担軽減

総理への申し入れや予算案の組み替え動議で、特別高圧電力とLPガスの負担軽減を提案。

▶3月20日、政府は新たな物価高対策として、地方創生臨時交付金に計1.2兆円を追加した。使い道は自治体が決めるが、政府が示す「推奨事業」に、特別高圧電力やLPガスの負担軽減が明記された。

## ③ 児童手当の所得制限撤廃

児童手当の所得制限撤廃に関し、これまでに三度法案を提出。

▶6月13日、政府が閣議決定した「こども未来戦略方針」に児童手当の拡充や所得制限撤廃が盛り込まれた。

## ④ 孤独・孤立対策

2021年6月、他党に先駆け「孤独・孤立対策推進法案」を提出。

▶2023年5月31日に「孤独・孤立対策推進法案」が成立した。

## ⑤ 政労使会議の開催

自民党、公明党との「賃上げに関する実務者協議会」にて、政府・経済界・労働界の代表者が集う政労使会議の早期開催を提案。

▶政府は賃上げに向けた環境を整えるため、8年ぶりとなる政労使会議を3月15日に開催した。

## ⑥ 憲法の緊急事態条項に関する条文案を2党1会派で合意

2020年12月にまとめた「憲法改正に向けた論点整理」において、「緊急時における行政府の権限を統制するための緊急事態条項を創設し、いかなる場合であっても、立法府の機能を維持できる」旨を明記。

▶6月19日、国民民主党・日本維新の会・有志の会で、緊急時における国会機能維持や国会議員任期延長等を定めた憲法条文案について合意した。

## ⑦ 入管行政の運用改善を提起

入管法改正案採決の際、議論で明らかとなった諸課題を踏まえた附帯決議を提案。

▶難民認定制度の質の向上など15項目の附帯決議が付された。

## ⑧ 性多様性に関する議論を先導

5月26日、日本維新の会と共同で「性多様性理解増進法案」(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案)を提出。

▶「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意する」ことなど、国民民主党と日本維新の会の案の要点を取り込んだ修正法案が6月16日に可決成立した。

## その他の実績

⑨ ヤングケラー支援 ⑩ 「セキュリティクリアランス」制度創設へ ⑪ 「年収の壁」改善へ ⑫ 花粉対策 ⑬ 「こどもみらい難民」の救済 ⑭ 選挙制度改革が前進 ⑮ 「日本版CDC」創設へ ⑯ 働く人のための法案修正(公正な移行)を実現 ⑰ 盗撮対策 ⑱ 外為特会の活用 ⑲ 遊覧船事故対策 など

くわしくは公式HPの「提案と実績」ページで! ▶



## 国民民主党の活動

第211回通常国会において国民民主党が議員立法として提出した法案や政府への申入れ、支援をいただいている組織・団体の皆様より頂戴した要請の一部を紹介させていただきます。

### 議員立法提出

#### 所得制限撤廃法案等

1月31日、こどもに係る公的給付の「所得制限撤廃法案」をはじめ「障害児福祉に係る所得制限撤廃法案」「公的給付金非課税法案」を参議院に提出しました。国民民主党は2年前より所得制限撤廃を訴え、ブラッシュアップを重ねこれまで2回の法案を提出してきました。

※政府は「こども未来戦略方針」に所得制限撤廃を盛り込みました。

#### 外国人土地取得規制法案

5月11日、「総合的安全保障上の土地取得規制法案」を参議院に提出しました。

本法案は我が国における土地の取得・利用・管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地の取得・利用・管理の規制に関する施策を総合的に推進するものです。



#### 組織犯罪厳罰化法案

##### (万引き厳罰化法案)

5月12日、万引き対策を推進するため「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律および刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(組織犯罪厳罰化法案)



を日本維新の会と共同で提出しました。組織的な窃盗は役割分担をした上で犯行に及ぶことが多く、盗難品の運搬や隠匿、売却等が速やかになされることから、被害回復が困難な状況に直面しています。

組織犯罪厳罰化法案は、組織的犯罪処罰法と刑事訴訟法を改正し、組織的な犯罪の厳罰化や、証拠収集等への協力および訴追に関する合意制度(日本版司法取引)の対象拡大を行うものです。

### 国民民主党が第211回通常国会に提出した議員立法

法案名(略称)	提出日
所得制限撤廃法案 ※	1月31日
障害児福祉に係る所得制限撤廃法案 ※	1月31日
公的給付金非課税法案 ※	1月31日
総合的経済安全保障法案	2月17日
教育国債法案	2月17日
外国人土地取得規制法案 ※	5月11日
自動車盗難対策推進法案	5月12日
組織犯罪厳罰化法案(万引き厳罰化法案) ※	5月12日
自賠責保険料早期繰り戻し法案	5月24日

法案名(略称)	提出日
性多様性理解増進法案	5月26日
参議院議員定数6減法案	6月2日
公務員制度改革関連5法案	6月16日
外国人土地取得規制法案(国民維新案)	6月16日
新型コロナ検証委員会法案	6月16日
国会法改正法案	6月16日
※本誌掲載法案	



## 政府へ要請

### 医薬品の安定供給等を求め

### 厚労大臣へ申入れ

6月15日、厚生労働省を訪問し「国民の命と生活を守る医薬品の安定供給確保とイノベーションに向けた緊急申し入れ」を加藤厚生労働大臣に提出しました。社会保険料と物価高騰が重なり国民生活は厳しい状況にあります。また保険財源確保策を目的とした度重なる薬価引き下げによって、製薬産業全体の体力は大きく低下しています。国民民主党はこうした状況に鑑み、安定供給の実効性確保、イノベーションの促進、セルフメディケーションの促進など国民の生活と命を守る提言を取りまとめました。

### 緊急支援パッケージを経産大臣に提言

6月20日、経済産業省を訪問し物価高騰対策&熱中症予防のための「緊急家計支援パッケージ」を西

村経済産業大臣に提出しました。本パッケージはエネルギー価格が高騰を続けるなか、さらなる電気代の上昇に直面する国民生活を支えるために多面的な家計支援策とともに、今夏の冷房使用控えによる熱中症予防対策を提起するもの。また従来から国民民主党が提案しているトリガー条項の凍結解除や再エネ賦課金の一時徴収停止などの施策に加え、現在行われている電気料金・LPGガス料金等の激変緩和措置が9月にも終了することに対して、激変緩和措置を半年延長することに併せて省エネ家電・省エネ住宅の購入支援等の実施を求めるものです。

## 要請書を拝受

### 日本退職者連合「2023年通常国会に向けた要求」を拝受

3月1日、日本退職者連合の皆様より「2023年通常国会に向けた要求」をいただきました。懇談

会では、社会保障制度の充実をはじめ、子ども子育てなど幅広い意見交換を行いました。

### UAゼンセン・フード連合と懇談会開催

3月2日、UAゼンセンならびにフード連合の皆様と国民民主党の三者による懇談会を開催し、「公正な取引関係の構築に関する取り組み」について意見交換を行いました。

懇談会では、UAゼンセンとフード連合の合同調査「取引慣行に関する実態調査」の結果報告をいただきました。また、公正取引委員会および中小企業庁による「優越的な地位の濫用」に対する調査



等の対応状況、併せて企業間の適正な価格転嫁の促進に向けた取り組みの現状等について情報共有を図りました。

## 交通労連「新型コロナおよび燃油価格高騰等に係る対策要請」拝受

3月3日、交通労連の皆様より「新型コロナおよび燃油価格高騰等に係る対策」に関する要請をいただきました。

要請にあたり園田委員長より「コロナ禍から回復の兆しも見えるが、燃料費・エネルギー価格の高騰や政府系金融機関からのゼロ融資の返済が始まる。交通運輸産業の経営状況は依然厳しく本日要請する対策を講じなければ雇用や賃金等の労働条



件にも影響が生じる。是非とも要請の実現に向け尽力願いたい」旨が伝えられました。

懇談では、交通運輸産業が抱える2024問題（労働時間規制）への対応状況、ドライバー等の人材確保の現状、地方公共交通機関（路線バス）の現状と課題などについて情報共有を図りました。

## 「UAゼンセン2023年度重点政策」拝受

6月9日、UAゼンセンの皆様より「2023年度UAゼンセン重点政策」に係る要請を頂戴しました。古川書記長より「この間、私達の政策実現に協力いただいたことに感謝したい。特に、社会的な賃上げの機運づくりに尽力いただいたこともあり、大きな成果を獲得できた。引き続き、この賃上げの流れを持続していきたい。その他の様々な政策についても、本日共有する『重点政策』を踏まえ、連携し実現に向けて取り組みを進めていきたい」

と決意を頂きました。

その後、松浦政策政治局長より「適正な価格転嫁やエネルギー価格の抑制などの実現」「年収の壁」問題や働く女性の健康サポートを中心とする男女共同参画の実現」などの要請がされるとともに各部門からも次の要請を頂きました。

- ・ 製造産業部門：「価格転嫁の推進」「薬価・保険医療材料評価制度の抜本的見直し」等
- ・ 流通部門：「万引き犯罪防止対策の強化」「カスタマーハラスメ



ント対策の充実」等

・ 総合サービス部門：「外国人労働者の日本離れへの対策」「保育士や介護従事者の処遇改善」等

## UAゼンセンと共に 政府要請

「社会的な賃金引上げの実現に向けた政府の環境整備」を求め厚労大臣に要請書を手交

2月7日、UAゼンセン松浦会長、田村まみ参議院議員、堂込みきこ参議院議員とともに「社会的な賃金引上げの実現に向けた政府の環境整備」を求め、岸田総理宛の要請書を加藤厚生労働大臣に手交しました。

ロシアによるウクライナ侵略、また長引くコロナ禍によって世界の経済社会情勢は混沌としています。そうした状況のなか円安によって原材料の調達価格が上昇し、この影響を受けて国内の物価も41年ぶりの上昇率を示

しています。

可処分所得を増やしていくことが国の経済を温めると同時に消費マインドを温めることに直接的に繋がります。



社会的な賃金引上げを確実なものとするため政府による環境整備を図り実効性のあるものとするよう要請しました。

【要請事項】

1. 物価上昇分をカバーする賃金の引き上げが日本経済に求められていることを中央、地方の経済団体ならびに国民に直接訴え賃金引上げに向けた社会的機運を高めること。
2. 2023年3月の価格交渉推進月間の取り組みについて啓発時期を前倒し、かつ大規模に

展開するなど取引の適正化を強力に推し進めること。

3. エネルギー価格高騰への対策としてトリガー条項の凍結解除やさらなる電気・ガス料金などの負担軽減を行うこと。

4. 「賃上げ促進税制」「キャリアアップ助成金」等の賃上げを促進する制度をさらに充実するとともに企業にその活用を積極的にも働きかけること。

「適正な価格転嫁と取引慣行の改善の実現」に向けて公取等へ要請

2月13日、U・Aゼンセンとフード連合の皆様とともに、公正取引委員会、農林水産省、中小企業庁、消費者庁の4省庁に「適正な価格転嫁と取引慣行の改善の実現」を求め要請書を手交しました。

本要請は、2003年以降、U・Aゼンセンとフード連合が合同で実施している「取引慣行に関する実態調査」に基づき、不当な取引慣行の改善をめざし、各省庁へより一層の

取り組み強化を求めるものです。

要請にあたり、私からは「現在、著しい物価高騰が問題となるなか、適正な価格転嫁の実現は例年以上に重要な課題となっている。問題認識は与野党



ともに共有しているが、適正な物価上昇へ向けて、本日共有する実態調査の結果を公正取引の実現に生かしてほしい」と訴えました。

【要請事項】

1. 「取引慣行に関する実態調査」で明らかになった優越的地位の濫用行為の事例をふまえ、当該の小売業者等に対して改善を図るよう指導するとともに、

法令遵守の徹底を図ること。

2. 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に価格転嫁できるように「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施や、その他必要な強化策を検討・実行すること。

3. 優越的地位の濫用等の行為に対する告発納入業者および告発者の保護の徹底を図る。告発者に対する報復行為等が行われないように、その周知・指導・監視の強化を行うこと。

4. 「大規模小売業告示」や「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」について、小売業者はもとより卸売業者にも現場段階での周知徹底および指導強化を図ること。

拉致被害者救出を求めて最多の88万筆の署名を松野担当大臣に提出

4月10日、U・Aゼンセン松浦会長、

ヤンググリーンブス委員会のメンバー、松本孟さん（拉致被害者松本京子さんの兄）、大政悦子さん（特定失踪者大政由美さんの母）らとともに、首相官邸を訪問し、松野拉致問題担当大臣に、8万4,639筆（過去最多）の署名を手交しました。

私からは「私は拉致問題を風化させない取り組みをしている。一方、拉致問題解決は政府が主体的に取り組まなければならない。一刻も早い帰国を実現してほしい」と訴えました。

大臣は「拉致問題は岸田



内閣の最優先事項。いまだ新型コロナウイルス感染拡大の影響があるなかで、これだけ多くの署名をいただいたことに感謝する。署名は政府にとって大変心強い後押しとなる。一つひとつの署名に込められた思いにしっかりと応えていきたい」と応じました。

### JEC連合と共に 経産省要請

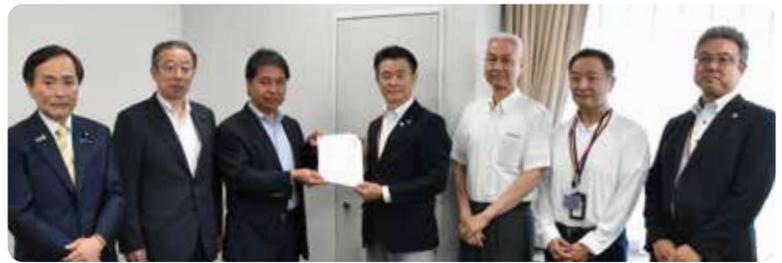
カーボンニュートラルの実現に向けた政府支援を求め経産省要請

6月26日、JEC連合の化学部会・セメント部会・塗料部会の皆様と経済産業省を訪問し、カーボンニュートラルの実現に向けた政府支援を求め要請書を手交しました。

化学エネルギー



ギー産業をはじめ各産業は、2050カーボンニュートラルの実現に向けて、これからいかにして環境と経済を両立しつつ、CO<sub>2</sub>排出産業あるいは脱炭素に向けたソリューションプロバイダーとして、原料・燃料の転換、革新的な脱炭素技術の開発などに臨むなかで成長の機会でもあります。一方でGXという世界的要請に対応した投資に加えて、安全対策の高度化や老朽設備の更新などの設備投資も継続的に行っていく必要があり、企業努力のみならず政府の財政的支援および税制改正による支援が必須となります。



要請にあたり私からは「カーボンニュートラルへの取り組みは企業規模や業種・業態により様々な課題がある。経産省としてしっかり各企業の課題や取り組み状況等を把握し、確な支援に繋がるよう対応願いたい」と訴えました。

### 本会議・委員会で質疑

第211回通常国会では、本会議や法務委員会等で延べ33回の質疑を行いました。その一部を報告させていただきます。

### 予算委員会

3月6日、「異次元の少子化対策」「児童手当給付の所得制限撤廃」「子ども・児童の自殺対策」について岸田総理の認識を問いました。

### 【異次元の少子化対策】

この間、国会で少子化対策について



て様々な議論がされてきました。また岸田総理からも「異次元の少子化対策」として「子育て関連予算の倍増」というフレーズが出てきたことを歓迎する一方、増額の規模や時期など詳細が全く示されない現状に対し、少子化対策の具体的な内容や子育て予算倍増の実現性について問いました。

総理は「経済的支援、サービスの充実、働き方改革やそれを支える制度改革、教育支援などを整理した上で、どのくらいの予算が必要とされ、社会でどのように支えていくのか整理して、予算倍増をする大枠を6月の骨太の方針で示す」と述べました。

この答弁に対し「目標設定をする際に合計特殊出生率と希望出生率を用いると思うが、その際に注意しなければならぬのは、政府目標の希望出生率1.8は将来結婚したいと回答した方が9割以上を占める調査を基に定めた目標である。しかし、いわゆるZ世代は4割前後の方が結婚したくないと回答していることを考え、希望出生率について検証すべき」と指摘しました。

**【児童手当給付の所得制限撤廃】**

報道機関の世論調査で子育て支援の所得制限の撤廃について反対が賛成を上回るデータが報じられたことにより、政府・与党内で所得制限撤廃に消極的な意見も出始めています。総務省は子育て世代の中心を20歳〜39歳までにしています。しかし初婚年齢が男性31歳、女性29歳と晩婚化が進んでいること、児童手当の給付対象年齢が中学校卒業までであることを加味し、その対象年齢を25歳〜49歳までとした場合の



人口構成比は30・5%と少数派であり、この少数派である子ども・子育て世代に対してどう支援するかが問われます。世論調査の結果に問わず若者世代や子育て世代の声をしっかり聞いた上で、政治が決断して子育て支援を強力に誘導していく必要があることを訴え、総理の認識を問いました。

総理は「指摘は謙虚に受け止めなければならぬ」と述べました。

**【子ども・児童の自殺対策】**

自殺者数が2003年に34,000人を超える状況であったものの、2006年の自殺対策基本法が成立し、具体的な自殺対策の取り組みが進み、2019年まで

の間に40%以上減少し、2019年は統計を取り始めた1978年以降で一番少ない自殺者数となりました。ところが、2020年以降増加に転じ歯止めがかからない状況となつていきます。特に小中高生については、1978年以降減少傾向が見られないまま近年大きく増加に転じ、2022年は514人と過去最多の自殺者を出す結果となつてしまいました。

中央省庁では児童生徒と子どもの定義が違い、文部科学省は学校内で起こった自殺は学校現場における事案として所管しますが、放課後や校外で起こったものに関しては厚生労働省の所管となります。結果、省庁間の情報共有も含めて壁が生じ、子ども・児童生徒の自殺対策がなかなか前に進まない大きな理由となつていきます。

本年4月に発足する「こども家庭庁」が子ども・児童生徒の自殺対策を推進する役割を担うとされていますが、自殺対策を担当する



専任の担当官・管理職を設置することが重要です。併せて2009年以降、警察庁の自殺統計原票を共有できたことにより、初めてデータに基づく個別具体的な対策の取り組みを進めた結果、自殺者数が減少しました。省庁間の情報共有を含めて子ども・児童生徒の自殺対策を強力に推し進める必要性を訴え、総理の認識を問いました。

総理は「子どもの自殺対策につい

ても、こども家庭庁において司令塔機能を発揮して行政の縦割りを排して積極的に取り組んでいく必要がある。自治体に対しては、児童相談所等の現場や学校現場等におけるデータなども含め、個人情報取り扱いに留意しながら分野を超えて連携させ、支援を必要とする子どもや家庭につなげていく取り組みを推進していく」と応じました。

## 本会議代表質問 入管法改正案

5月12日、参議院本会議で「出入国管理法等の一部を改正する法律案」（入管法改正案）に対して国民民主党・新緑風会を代表して齋藤法務大臣に質疑を行いました。

入管法は外国人の日本への入国および出国と在留管理について定めた法律です。

今回の主な改正案は①難民申請中は強制送還が停止される規定（送還停止効）について、申請を繰り

返すことで送還を逃れようとするケースがあるとして、3回目の申請以降は、原則適用しないこと②退去するまでの間、施設に収容するとしていた原則を改め、出入国管理庁（入管庁）が認めた「監理人」と呼ばれる支援者らのもとで生活することを認めること③難民の認定基準を満たさないケースでも、紛争から逃れてきた人などを難民に準じて保護の対象とする新たな制度の創設④収容の長期化を可能な限り避けるため、収容施設に入所している者に対して収容を続けるべきか3か月ごとに検討することなどとなっています。

質疑では法改正により何が改善



されるのか、どういう副作用があるのか、法律として整えても実際に運用できるのかなど幅広い視点から法務大臣に問いました。

## ○不法在留者や送還忌避者の問題 解決のためには入国の在り方を 見直すべき

今回の入管法改正案は、出国管理に主眼を置いた内容となつていますが、そもそも不法在留者や送還忌避者の問題は外国人労働者の受け入れ政策に起因するものが多く含まれています。従って入国管理の在り方と併せて議論がなされるべきと指摘し、大臣の認識を問いました。

大臣は「本改正案は、現行法下の課題である送還忌避、長期収容問題等を一体的に解決し、外国人の人権を尊重しつつ適切な出入国在留管理を実現するバランスの取れた制度にしようとするものであり、外国人を受け入れ共生社会の実現・維持するための基盤整備となるものである」と応じました。



### ○出入国管理の審査プロセスは

#### 透明化が重要

現在の入管行政に係る根本的な問題は、不法在留者の摘発から入管施設への収容、審査、そして国外退去決定まで、警察、検察、司法の役割が全て入管で行われていることにあります。強制収容を執行するにあっても、裁判所令状も必要ありません。しかも、その審査プロセスはブラックボックスで、その判断

は国の出先機関である地方入管局長の権限に委ねられています。入管行政の適正化を図るためには、この審査プロセスを透明化することが何より重要であると指摘し、大臣の認識を問いました。

大臣は「特別在留許可、監理措置および仮放免について判断基準や考慮事情を法律上明記・明確化し、不許可とする場合にはその理由の告知を行うなど判断の透明性を高めるための整備を図っている」と応じました。

### ○3回目以降の難民認定審査に際

#### して「相当な理由がある資料」とは

本改正案には、「送還停止効」に例外規定を設け、同一理由による3回目以降の申請者、3年以上の実刑前科者、テロリスト等を適用対象とする規定が盛り込まれています。また3回目以降の難民申請者は、難民認定すべき相当な理由の資料の提出ができない場合は送還停止効の例外規定の適用対象となりま

す。この相当な理由がある資料という極めて曖昧な文言を恣意的に解釈することで、本来庇護すべき者を確実に保護できなくなる可能性があることを指摘し「相当な理由」とは何か大臣の見解を問いました。

大臣は「個別事案ごとに判断しなければならぬため一律な基準を設けることは困難であるが、例えば本国情勢の変化など前回処分後に生じた事情変更がこれに該当する」と応じました



### ○就労を目的とした難民申請の

#### 「誤用」「濫用」事案への認識

近年、就労を目的とした難民申請の誤用、濫用が増加している旨の

指摘があります。難民申請の誤用、濫用は決して容認できるものではありません。しかし、そのことをもって送還停止効の例外規定の適用を考える前になぜ就労を目的とした難民申請者が出るのかを考える必要があります。

この問題の背景には、外国人労働者の受け入れ問題と正面から向き合わないまま研修や実習目的で単純不熟練分野への外国人労働者の受け入れを拡大してきたことに原因があると考えられます。就労を目的とした難民申請の誤用、濫用事案が発生している理由をどのように捉えているのか大臣の認識を問いました。

大臣は「2010年4月に難民認定申請から6か月経過後に一律に就労を認める運用を開始したところ、難民申請者数が7年間で16倍になったことなどを踏まえると、申請者に一律に就労を認める運用をしたことも一因と認識している」と応じました。

## ○難民認定審査に係る出身国情報等の充実を図る具体的取り組みとは

本改正案では、難民認定制度の運用の見直しのなかで、難民該当性に関する規範的要素の明確化、難民の出身国情報の充実、難民調査官の調査能力の向上を挙げています。トルコ国籍を持つクルド人やミャンマーにおけるロヒンギヤ、部族紛争から逃れてきたアフリカ系の難民認定審査を行う上でどのように出身国情報の充実を図るのか問いました。

大臣は「情報収集および分析を専門に行う職員を入管庁に配置し、外務省ならび国連高等弁務官事務所等の関係機関と連携して最新の情報を積極的に収集している。加えて諸外国当局とも出身国情報に関する情報交換を行っており、引き続き充実を図っていく」と応じました。

## ○入管行政を適正・円滑に行うための人員体制の強化への認識

在留外国人のさらなる増加が見

込まれるなか、適正・円滑な入管行政を実現する上で、人員体制の強化を図るための取り組みへの認識を問いました。

大臣は「適正な入管行政の実現のため、人員体制の整備は重要であり、引き続き必要な人員体制の整備に努める」と応じました。

## 法務委員会

### 出入国管理法等の一部を改正する法律案

5月16日、入管法改正案における難民認定審査の透明性の確保などについて齋藤法務大臣の認識を問



いました。

難民認定率が海外と比べて極めて低いといった指摘を受けて、救いを求めている方を一人でも多く日本で保護できるように枠組みを作るべきだという指摘をされている方もいます。しかし、私は難民認定審査の

手続きの透明化・適正化されることの結果、真に保護されるべき方が保護される枠組みがあるべき姿であり、単に難民認定の数を増やすことに主眼を置いた議論をする考えはないことを述べた上で、改正案には退去強制令書の発布後、不退去や旅券を取得しないこと等への罰則が科せられますが、日本には2022年6月末時点で499人の無国籍者の方がおり、この中には日本で生まれ日本で育ち日本語しかしゃべられない方もいます。無国籍者に対しては罰則から除外すべきと指摘。また送還停止効の例外規定の創設に対して、法務大臣の私的諮問機関の

出入国管理政策懇談会の専門部会において、難民認定審査手続の合

理化・効率化の検討にあたって、適正な手続を保障する観点から第三者によるチェックが機能するよう提案がされていることに対して大臣の認識を問いました。

大臣は「無国籍者に対しては在留特別許可というものがああり、個々の事案・諸般の事情等を総合的に勘案して適切に判断する」また第三者によるチェックに関しては「三回目以降の難民認定申請者は二度



にわたり難民および補完的保護対象者非該当性の判断がなされ、3人一組の外部有識者である難民審査参与員で審理を行い、法務大臣はその意見を必ず聞いた上で判断するなど、慎重な審査が既に十分尽くされている。他方、送還停止効の例外に該当する者で退去強制令書発布処分に対し行政訴訟を提起し、あわせて退去強制令書の送還部分の執行停止を求め、裁判所が決定すれば法律上送還を停止するため保護に欠けることはない」と応じました。

この答弁に対し、入管庁が考えている第三者の解釈は世間一般の概念と違うことを指摘した上で、「入管庁は摘発・収容・審査・退去強制手続の全てに携わっている。審査プロセスの透明性を確保することが重要である」と強く訴えました。

5月18日、難民認定申請に関する審査の透明性を確保するため同僚者の同席、録音・録画の必要性



を訴えました。

法務省は難民認定審査の透明性を高めるため「難民該当性判断の手引」を策定し判断の明確化を図ったとしています。判断基準を一定程度明確化したことは前進したと受け止めます。しかし、判断基準に加えて審査プロセスが透明化されることが重要であることを指摘しました。

その上で、難民認定審査の際に申請者と共に同伴者を入れることについて、法務省が否定的な答弁を繰り返すことに対し、審査を担当する者は一般公務員であり同席者が弁護士であった場合、相手との間に法

律知識の問題も含めて対等性が損なわれるとの不安視する現場の声があることを指摘。現場の担当者の障害を取り除き、第三者が入ることにより審査の正当性・透明性が確保できることを提言し、大臣の認識を問いました。

大臣は「私も当初は立会人がいた方が良いと思ったが、現場の判断として立会人を付けない方が率直な話ができ実態を理解できるとのことであり、現場の声を尊重した。さらなる取り組みの在り方については引き続き検討していきたい」と述べました。

この答弁に対し「同伴者が別室で面談の様子を確認できるようにしたり、あるいは録音・録画を行うことにより問題が生じた際に有効な証拠になり得る」と指摘し審査プロセスの透明性が図られるよう強く訴えました。

5月23日、参考人より入管法改正案に対する意見陳述がされた後、



参考人に衆議院で法案修正がされたことへの評価などを伺いました。

阿部参考人に、陳述の中で「40件弱の本来難民認定されるべき方がされなかった」との言及について、具体的に認定されなかった事案について問いました。

参考人は「女性で夫が交通事故で亡くなったことを理由に夫の親族から危害を加えられていることを訴

えた方で、第一次審査の段階ではインタビューもなく書面審査だけで不認定に回されてしまった。私人間の紛争であり夫が交通事故で亡くなったことで、なぜ妻が夫の親族から攻撃を受けるのか、これが審査に値しないとして不認定になったと見て取れた。しかし、私が出身国情報を調べると、その方の国では夫が亡くなったときに妻が夫の親族から攻撃を受けることが頻繁に行われ重大な人権問題になっており、この人は特定の社会集団の構成員を理由にして重大な危害を受ける危険性があるとして難民認定すべきと判断した」と語りました。

小尾参考人に、衆議院で修正が加えられ出身国情報の収集、難民認定研修に関する規定等について書き加えられたことへの評価を伺いました。

参考人は「明文中、規定されたことを歓迎する。研修を実効性のあるものとするためには、難民調査官のみならず難民認定手続に関与

する全ての当事者への継続的な研修、能力育成が必要であり、不服申し立ての手続に関わる難民審査参与、通訳、弁護士、裁判官、そして難民認定の決裁権を持つ法務省の政務三役に対しても専門的研修を継続的に行うことが求められる。また研修が実際の難民認定に確実に反映されているのかを評価することが重要である」と語りました。

※阿部浩己参考人：明治学院大学国際学部教授

※小尾尚子参考人：国際基督教大学人道アクションネットワーク（NOHA）プログラムコーディネーター



5月25日、改めて参考人より入管法改正案に対する意見陳述をお聞きし、入管庁からの出身国情報・供述調書の提供状況などについて伺い、その後、政府質疑を行い在留特別許可の判断において無国籍者を積極的要素として盛り込むべきと訴えました。

### 【参考人質疑】

渡邊参考人ならびに浅川参考人に、難民審査参与員として仕事をされるなかで審査に当たったの出身国情報および面接にかかる供述調書といった一連の資料について、入管庁からの提供状況を問いました。

渡邊参考人は「不認定となった案件に対し入管庁にどのような出身国情報に基づき判断したのか聞くが、総合的に判断したとの回答であり、どのような出身国情報を使ったのかを見ることはできない。私が非常に問題と思うのは出身国情報が重要だということが共通の認識でありながら、出身国情報を共有化す



る努力がされていないことだ」と語りました。

浅川参考人は「調書は一件ごとに一ファイルになって末尾に日本語に翻訳された出身国情報の提供を受けている。ただし、出身国情報を詳細に検討する案件はあまりない。供述調書を見ると、例えば、自分の地域からすぐに別の国内に行けばいいのに、日本に来るまでずっといましてというのであれば、外形的に見て迫害のおそれはないと判断す

る。全体的な出身国情報に当てはめなくても、申請者の個別事情だけで判断できる案件の方が多かった」と語りました。

※渡邊彰吾 参考人：全国難民弁護団連絡会議代表

※浅川晃広 参考人：難民審査参与員

### 【政府質疑】

私の5月18日の質疑で、退去強制命令に違反した者に罰則を科す対象から無国籍者を免除すべきと指摘した際に、大臣は、無国籍者は除外の対象としないが、退去強制令書が発布された者は在留特別許可の判断を一度経ているので、本来罰則を科すべきでない者は、法務大臣の裁量により個別事案ごとに例外的、恩恵的になされるものであり、本法案においても在留特別許可制度の基本的判断の枠組みは維持されていると答弁されています。また、新しい在留特別許可のガイドラインでは、認知が事実と反することが明

らかならなくなって、帰責性がなく無国籍になった者は積極事情として評価していく予定であるとされています。無国籍者であればどこにも適法に住めない方となります。無国籍者に対しては在留特別許可の判断の積極的な要素として盛り込むことが適当であることを訴え、大臣の認識を問いました。

大臣は「本法案では在留特別許可の判断の透明性を高めるために新たに考慮事情を法律で明示することとしている」と応じました。

5月30日、東京入管の人員体制



の課題や施設整備の必要性について大臣の認識を問いました。

難民申請者の90%が東京入管で申請されている一方、難民審査を担当する職員は40数名であり難民認定審査には33か月程度要しています。大きく時間を要する背景には、丁寧に審査をされている側面とそれ以上に人手が足りず審査を迅速に行えない実態があることを指摘。大臣に外国人との共生社会の実現に向けて入管の人員体制等の整備を検討すべきと提言しました。また入管が公表している難民認定者数の資料では、令和4年は一次審査で7,237人、不服申立の処理件数は5,232人で合計12,469人、国籍数は68か国となっています。申請等に対して5人の入管の専従職員が出身国情報を収集しています。一方4年間で難民審査参与員に出身国情報を提供した件数は僅か35件であり、制度上出身国情報が提供できていない状況となっています。この状況を改善するためにも

専従職員を大幅に増員するよう大臣に提言し認識を問いました。

大臣は、東京入管の環境整備について「同感でありこれから外国人が増えてくるという前提で、それに向けてふさわしい体制の確保に努力していきたい」専従職員の体制については「人員の在り方を考えると同時にシステムとして適切に現場の人が最新情報を入力できるように考えていきたい」と応じました。

6月1日、難民認定審査における出身国情報の開示を求め大臣の認識を問いました。

スーダン建国独立以来、内戦が繰り返され1983年から



2005年ごろまで第二次内戦が続きその後も国内が非常に動揺し不安定な状況となり、民族紛争が繰り返されています。この状況のなかスーダンからの難民申請者が認定されていない理由を政府に問うと、

政府は「概に出身国情報だけで難民該当性を判断できるものではないと答弁しました。この答弁に対し、難民申請者で不認定となった方については出身国情報の開示をすべきであり、不認定の通知にその判断理由を記して納得性を高めるべき」と提言しました。また退去強制令書発布後に難民条約により送還先国が定まらず不安定な身分に置かれている方に対しては、送還先国の見直しを



行う手続等に関して入管法に明文化するべきと提言し大臣の認識を問いました。

大臣は「難民不認定処分に係る判断理由については詳細に示す内容の充実を図ってきているが、引き続き丁寧な説明を工夫していきたい。また退去強制令書発布後は当該送還国に送還するのが原則であるが、情勢が急激に変わることもあり、その際には被退去強制者の希望を聴取した上で主任審査官が適切に送還先国を見直すことになるが、その運用状況は常によく見ていく」と述べました。

6月8日、入管法改正案が国民民主党をはじめ賛成多数で可決されました。その後、私から「紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれのある者や残酷な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要と

する者を確実に保護できるように努めること」など15項目に及ぶ附帯決議を提出し賛成多数をもって決議が決定しました。

附帯決議の決定に伴い大臣が「附帯決議については、その趣旨を踏まえ適切に対処してまいら」と答弁したことは今後の適正な入管行政の運用において大きな意義があります。

※法案は6月9日国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。



## 令和5年度予算三案 付託審査

3月17日、一昨年名古屋入管で收容者が死亡した事案後、入管施設における收容者の体調管理などの現状を法務大臣に問いました。

入管庁は名古屋事案を受けて、新規收容者には原則全員に対して健康診断を実施すること、收容者への手厚いサービスを提供するため職員の勤務体制を2交代制から3交代制に変更したこと、常勤医師が本年3月までに主要6官署中、4官署で配置されるなどの取り組みを進めています。今後、入管の体制および医療提供体制の強化を図るための増員の根拠・裏付けをしっかりと示し次年度の人員の確保ならびに環境整備のための議論を進めるよう提言しました。その上で、今回様々な取り組みを進められていますが、



大切なことは現場の担当職員が適切な対応がされるかに懸かっており、定められたルールに基づいて業務を進め、恣意的な判断が入らないことが極めて重要です。名古屋入管の事案も現場の判断に委ねられている部分があったがゆえに問題が生じてしまったと考えられます。今回の一連の体制強化の取り組みにおいても明文化したルールを作成するよう訴え、本国会に提出されている入管法改正案によって、名古屋事案のようなことが確実に防止できるのか、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「今回の法改正が実現した場合においても法改正の趣旨と措置が現場までしっかりと浸透するよう努めてまいります。また改正法案では、全件収容主義を改めて監理措置を創設し収容しないで退去強制手続きを進めることができることなど、健康状態に十分配慮して仮放免の判断をするよう努めること等を盛り込んでおり同様の事案を防止することができると応じました。」

## 法務及び司法行政等に関する調査

### 在留外国人を巡る諸課題について質疑

3月9日、外国人技能実習生の労災死傷事案の比率が国全体の労災発生の数比率よりもかなり高いことが指摘されています。コロナ禍が長引いたことで外国人労働者はコロナ前に比べて減っているものの、今後、制約がなくなり多くの技能実習生が来られる可能性もあり、今のうちに対策を講じることが重要と指摘し、法務大臣の認識を問いました。

大臣は、「技能実習生が安全・安心して実習を行うためには、労災死傷事故の防止は重要な課題で



あると認識している。引き続き厚生労働省や外国人技能実習機構と連携して、死傷者が減るように制度適用の適正化に努めてまいります」と応じました。

### 裁判記録の保存に関して質疑

4月4日、「裁判記録の保存の検討状況」「外国籍人材の調停委員登用の必要性」について政府の認識等を問いました。

昨年、神戸家裁において1997年に起きた少年による連続殺傷事

件の裁判記録が特別保存（永久保存）と定められていたにもかかわらず破棄されました。また、全国の裁判所でも特別保存の裁判記録が破棄されていたことが明らかになりました。裁判記録が破棄となった経緯は、紙ベースの記録が裁判所に山のように積みあがっていることにあります。

最高裁には、将来の裁判記録を電子情報化保存の手続きを進めると同時に、省スペース化をどのように図るのか検討することが求められていると指摘。財産である過去の裁判記録を将来に向けてどのように保全していくかが問われていることを認識し、この問題に真摯に向き合うよう訴えました。





外国籍の調停委員の就任を最高裁は現在認めていません。その理由は、調停委員は非常勤の公務員にあたり、公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要としています。当然、外国籍の方が公務または公務に準ずる仕事に関わるかの判断基準は、その時の社会情勢等により判断されてきたことは理解できます。しかし、この判断をした当時と現在では、外国人の在留が増え日本国内の情勢もかわり、外国人との共生社会の実現を推進していくことが求められています。

調停委員は公権力を行使するのではなく調停（アドバイス）を行う立場であり、外国人が訴訟・調停の当事者となった場合には、外国籍

の調停委員を登用して、多様な価値観に対応できる調停の在り方を考える時に来ていると指摘し、最高裁として今後この問題をどのように運用していくのか検討を始めるよう提言し、最高裁の認識を問いました。

最高裁は「指摘のとおり国際化の進展等の社会の変化に応じて当該者が多様な価値観を持つていることも踏まえて、そのニーズに応えることができるよう、多様な人材を調停委員として確保できるよう努めた」と応じました。

### 入管行政の課題を指摘

4月11日、入管庁において送還忌避者や難民申請者の推移が分析



されていない実態など入管行政が抱える課題等を指摘し、改善を求めました。

入管庁では送還忌避者の総数および難民申請者数の総数は公表しているものの、

その増減理由等の分析がされていないのが現状です。また、仮放免中の逮捕者が増加していることに対しても、総数のみの把握であり個々の逮捕事由が把握されていません。これから入管法改正案の審議を行うにあたっての論点になると指摘しました。

その上で、入管法改正案の議論において反対される方々との議論では、本来救われるべき難民が救われなくなるから入管法の改正をしてはいけないということが論点となるこ



とを指摘。不法在留者には就労目的等で逃亡している不法在留者と庇護されるべき難民の方が一括りにされていること自体がこの問題の本質にあると考えられます。本来庇護されるべき方々にしっかり光を当てていくためにも、混在している現状を整理するべきと訴えました。

### 送還停止効の例外規定の導入の理由を大臣に問う

4月18日、今後審議が予定されている入管法改正案の中で大きな論点となる送還停止効の例外規定の導入について法務大臣の認識を問いました。

今回の改正案では、難民申請は2回までとし3回目以降の申請は「相当な理由がある資料」の提出が必要となりますが、政府に「相当な理由がある資料」とはどのようなものかと問うと「具体的に示すことはできない」と述べています。

これまでの大臣発言では、今回の入管法改正案は、犯罪者の送還忌

避への対応と同時に、紛争国や内戦により迫害されている民族の方々を速やかに保護して、外国人との共生社会の実現のための議論を前に進めるためと述べていると指摘し、改めて大臣の認識を問いました。

大臣は「入管行政において退去強制命令書の発付を受けた外国人による送還忌避、それに伴う長期収容の問題が生じており、早期に解決すべき喫緊の課題だと認識している。他方で、人道上の危機に直面し真に庇護すべき方々を確実に保護する制度の整備が重要な課題と考える。外国人の人權を尊重しつつ適正な出入国管理を実現するバランスの取れた制度となるようにするものである」と応じました。



### 在留外国人を取り巻く諸課題への認識を問う

4月25日、技能実習制度の監理団体の在り方について政府の認識を問いました。

技能実習制度において給与の未払いやハラスメント等の問題が生じており、現在、法務省の有識者会議の中で技能実習制度自体の見直しに向けた議論が行われています。

見直しの一つとして監理団体の在り方の改善が重要であることを踏まえて、政府に監理団体の取り消し動向を確認した結果、令和元年までの累計が5件だったものが、令和2年13件、令和3年13件、令和4年12件となっています。令和2年以降取り消し件数が増えている理由を問うと、技能実習機構に



において実地検査員の体制を令和元年度以降364人から587人に強化し、やればやるほど出てくるとの答弁がされています。

非営利である監理団体の設立は商工会議所など様々な団体がありますが、中小企業団体が91・4%を占めています。中小企業団体が設立した監理団体の構成は中小企業の経営者であり、技能実習生を紹介する企業は当該監理団体に関係する企業となり、実習先企業に対して配慮が働き監視等の抜け穴を生じさせ中立性の問題が生じていることを指摘し、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「有識者会議でも監理団体の在り方については議論することになっているので、しっかり議論が行われるように協力をしていきたい」と応じました。

### こども家庭庁発表の養育費の受領目標を質す

5月11日、こども家庭庁が2031

年に離婚後に受け取る養育費の割合を40%にする目標を掲げたことと、法制審議会の家族法制部会で議論されている共同親権との整合性について政府の見解を問いました。

小倉こども家庭庁政策担当大臣は、4月25日に2031年までに離婚後に子どもの養育費を受け取る受領率を現在の28・1%から40%に引き上げる目標を発表しました。この受領率40%の根拠をこども家庭庁に問うと過去10年の上昇率を基に今後のトレンドを推計したと述べています。

他方、2021年より法務大臣



の諮問機関である家族制度部会のなかで、離婚後の養育や監護などについて議論が積み重ねられ、パブリックコメントには8千件のコメントが寄せられています。そうした一連の流れをあたかも踏まえていないように、

子ども家庭庁から数値目標だけが先走る形で唐突に出されたことに対し、これまで議論に携わってきた関係者の方々は不安や疑念を持つと同時に法制審の議論もパブリックコメントも必要ないじゃないかとの指摘もされています。また、これまで議論を積み重ねてきた共同親権や共同監護について導入しないことを前提として政府は数値目標を立てたのではないかと受けて止めている方もいます。

家族制度部会の民法改正試案の条文には公正証書を義務付け、養育費の不払いがあった場合は申立てによって裁判所は強制執行ができる立て付けとされていることから、法改正がされれば理論上は100%の養育費が支払われることになり、子ども家庭庁の今回の数値目標の発

表はこの議論を踏みにじることにもなりません。

このような「子ども家庭庁」の対応に対して、子の権利を守るためにどうあるべきかという考え方に基いた議論からスタートしていないゆえに、過去のトレンドから推計値を出すといったような機械的で当事者意識がないことを指摘し家族制度部会の議論を重く受け止め対応するよう強く訴えました。

### 裁判記録の

### 早期デジタルアーカイブ化を提言

6月8日、1997年に起きた神戸児童連続殺傷事件など社会的に注目された裁判記録が各裁判所で廃棄されていた問題に伴い、最高裁は昨年末に「裁判記録の保存・



廃棄の在り方に関する有識者会議」を設置し、当該有識者会議の調査報告書が5月25日に公表されました。

調査報告書では「記録のなかには歴史的・社会的な意義がある国民共有の財産が含まれることを組織的に共有するため、保存規程のなかに『保存する意義』を明記する」「法律家や公文書管理の専門家などによる常設の第三者委員会を設け、個別事案について特別保存（永久保存）するか意見を聞く」などとされています。

裁判記録が破棄された大きな要因は膨大な紙による記録の保管スペースの問題があり、この解消のため2025年から裁判記録についてはデジタルアーカイブ化を図ることとされています。しかし、2025年まで待つことなく記録のデジタル化を図り国民の大切な財産が失われることのないよう取り組むことが求められます。

質疑では、裁判プロセスのなかで

山のように出てくる紙資料を日常業務のなかでデジタル化に取り組みることができれば、おのずとデジタル化が進んでいくと指摘。予算の問題については、必要なものはきちんと主張し、あるべき裁判所・法務行政を進めるための予算を委員会の議論の俎上に載せるよう提言しました。



### 裁判所職員定員法の一部改正法案

4月6日、裁判所定員法の一部改正案に関連して判検交流に伴う公正性の維持と司法修習生の処遇改善を訴えました。

最高裁判所と法務省の間で、判事や判事補である裁判官と検察官が互いの職務を経験しあうために



人事交流を行う判検交流が行われています。このことは識者がそれぞれの立場で最大限能力を発揮して正しい判断を下すために必要なことです。

一方で社会通念上の問題として、例えば野球の試合の途中で相手方チームの監督が審判に就くという事象が起きたら理解が得られないという問題があります。実際に2022年9月に前日まで国や地方などの訴訟を専門的に担当する東京地裁民事2部の裁判長であった者が、国の利害に係わる争訟を担当する法務省訟務局長に就任するということが起きています。司法行政の中立性や公正性を堅持していくことが問われている状況の中で、恣意的な判断が入ってしまう

可能性や疑念を招く可能性が無いように一定の運用基準を設けるべきと提言しました。

法曹志望者数の減少に歯止めがかかりません。その理由の一つとして司法修習時の処遇に課題があります。

2011年までは司法試験に合格した者から最高裁判所が命じた司法修習生には20万4,200円の給料および地域手当、扶養手当などが支給されてきました。しかし、2011年から2017年の谷間の世代には18万円から28万円の貸与制へとなり、返済が必要となりました。その後給費制度が復活しましたが、その額は13万5,000円、住居費は上限が3万5,000円であり、実際に著しい不公平感が生じています。司法修習期間は修習に専念するために兼業はできません。国の仕事に就くための研修を行っている司法修習生の処遇をしっかりと検討して改善が図られるよう訴えました。

※法案の概要

近年の事件動向および判事補の



充員状況を踏まえ判事補の員数を15人減員。他方、事件処理の支援のための体制強化および国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所事務官を39人増員する一方で裁判所の事務の合理化・効率化に伴い、技能労務職員を70人減員して裁判官以外の裁判所職員の員数を31人減員するもの。

※法案は4月7日国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

## 民事関係手続等のデジタル化推進法案

4月13日、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」に対して懸念事項

を指摘し対応策を提言しました。

昨年成立した民事訴訟法の改正では、インターネットを利用した申立てやWEB会議の活用、判決等の事件記録の電子化が可能となりました。今回の改正案は、民事訴訟以外の「財産を差し押さえて換価するなど財産等の引き渡しを行う手続き」「債務者の財産等を清算する破産手続き」「家事審判事件、家事調停事件」などについてもインターネットを用いた手続きを可能とするものです。

インターネットの活用により利用者の利便性が向上される一方でWEB会議等においては、第三者による不当介入や成り済ましなどが懸念されます。この対策として、最高裁は第三者による介入が疑わ





れる場合には、その周辺をWEB会議のカメラで周囲の様子を確認するとしています。英語スコア試験は不十分です。英語スコア試験のTOEFLのWEB受験で行われている①WEBカメラにより机の上下および部屋全体を試験官に見せる②扉を背にして座る（第三者の入室を防ぐ）③写真入りのIDを示す④自分のスマートフォンでパソコンを映す⑤スマートフォンの電源を切る⑥両腕の袖をたくし上げる（カンニングを防止）、またWEB受験の途中でもこの6項目の手続きを不定期に入れて第三者の介入を防止する対策を講じていることを紹介し、この対策を参考に重要な案件をWEB会議で行う際の対応マ

ニユアルを作成するとともに、IT人材の確保と情報セキュリティに関する職員教育についてもしっかりと取り組むよう提言しました。  
※法案は4月14日国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

### 仲裁法等一部改正法案

4月20日、仲裁法の一部改正、条約実施法の制定およびADR（裁判外紛争解決）法の一部改正に伴い広報の充実を図るよう法務大臣に提言しました。

本法案は、シンガポール条約（国際的な商事調停の結果である和解内容を認識し執行するための枠組み）の締結に向けて、企業などの国際的な紛争を裁判に頼らず調停



や仲裁といった手段の利用を促すとともに、仲裁と調停の一体的な強化を図るためのものです。

質疑では仲裁の判断（結論）が出た場合、同様の事例を裁判にかけ直すことは出来ない旨、規定されていることから、ADRを利用するにあたっては当事者間の事前合意が重要になります。従ってADRと裁判の関係、また民間型ADRと司法型ADRならびに行政型ADRの関係について明示的な規定が必要と指摘し、ADRの普及啓発のためテレビ、ラジオ、新聞などによる広報活動の一層の強化を図るよう提言しました。

※法案は4月21日国民民主党を



じめ賛成多数で成立しました。

### 刑事訴訟法の一部改正法案

4月27日、刑事訴訟法の一部を改正する法案に質疑を行いました。

本法案は①被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日等への出頭および裁判の執行を確保するため、逃亡罪の構成要件および法定刑を改め公判期日への不出頭罪等を新設②保釈等をされた者に対する監督者制度③拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度④GPS端末により保釈された者の位置情報取得する制度等の創設⑤刑事手続きにおいて犯罪被害者等の情報を保護するため犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等を導入するものです。

質疑では、被告の逃走事件が頻発している理由および課題認識、被



告の移送体制、保釈の判断基準について政府に問いました。

政府は、「逃亡事案が生じる要因は様々であり、傾向の理由については一概に明示することは困難」などいずれの問いに対しても不明確な答弁に終始しました。

このような答弁に対し、法律を改正する上で疑問を少しでも解き明かし、よりよい法律を作るために議論をしている。この場合は法廷でやり取りしているわけではない。「一概に申し上げることはできない」などの答弁は最大限控えるべきと強く訴えた上で、保釈人が逃亡した理由を調査分析して今後の取り組みに反映するよう提言しました。

5月9日、名古屋刑務所で刑務

官が被收容者へ暴行等を繰り返しい行い13名が起訴された事案を受けて、法務省が全国の刑務所などの職員にアンケート調査を実施し、その結果から見えてきた課題を指摘し解決に向けた提言をしました。

アンケート結果で名古屋刑務所と他の施設の平均を比べると、「仕事上のストレスの原因として最も大きいものを被收容者との関係」と回答した職員の割合は、名古屋刑務所では24・4%他の施設の平均14・3%、「直近3年間で被收容者から暴言や侮辱するような言動をされたことがある」と回答した職員は、名古屋刑務所56・6%他の施設44%、「被收容者は刑罰などの理由があつて收容されているのだから多少つらい目にあつても仕方ない」と回答した職員は、名古屋刑務所23・1%他の施設11・3%と2倍以上になつており、職員のストレス面や被收容者に対する意識等において名古屋刑務所と他施設との間で差が生じていることが明らかになり

ました。また本年2月1日現在、名古屋刑務所で勤務している一般職員で他施設での勤務経験がない職員は78%であり、先輩等の仕事のやり方やこれまでの価値観が色濃く反映されていると考えられます。

今回のような事案を繰り返さないためには、刑務官が定期的に様々な職場で経験を積むことと同時に、外部研修を受講することによりバランスの取れた刑務官として役割が果たせる人材育成の取り組みが重要であることを指摘しました。

また高齢者の被收容者が増加するなか一部の刑事施設で60歳以上の被收容者に認知症のスクリーニング検査が実施されています。2022年には973人のうち認知症が疑われると判定された183人に対し医師



の診察が行われ55人(5.7%)が認知症と診断されました。この結果を受けて2023年度から全国の刑事施設では、入所時年齢が65歳以上の被收容者を対象に認知症スクリーニング検査が実施されています。

高齢の被收容者が増加している状況から、認知症等により生活に支障のある者の生活環境の質を高める観点と同時に刑務官の負荷を軽減するため、介護刑務所や刑事施設内に介護施設の併設など検討する時期に来ていると法務大臣に提言しました。

※法案は5月10日国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

### 刑法・刑事訴訟法改正法案、性的姿態撮影処罰法案

本法案は①罪名を「強制性交等罪・準強制性交等罪」を「不同意性交罪」に、「強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪」を「不同意性交罪の構成」に改正②不同意性交罪の構

成要件を「暴行・脅迫」「アルコールや薬物の摂取」など8項目に該当する行為とし、この構成要件により性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず5年以上の有期拘禁刑に処すること③性行為の同意を判断できる年齢を「13歳以上」から「16歳以上」に改正④公訴時効期間を「不同意わいせつ等致傷」

は15年を20年、「不同意性交等」は10年を15年、「不同意わいせつ」は7年を12年に延長し被害者が18未満であるときは被害者が18歳に達する日までの期間をさらに延長。また性的姿態撮影処罰法案は、いわゆる盗撮（性的な部位など）に対して3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処すなどとされています。

6月13日、参考人より本法案に対する意見陳述を伺った後、性犯罪加害者の再犯防止のための効果的な取り組みなど伺いました。その後の政府質疑では搭乗者による客室

乗務員への盗撮行為に対する取り組み強化を訴えました。



#### 【参考人質疑】

齊藤参考人に性犯罪加害者の再犯防止に向けて、処罰と更生プログラムを進めて尽力されているが、再犯防止にどのような効果が期待されるか、どのような形で発揮されるのか伺いました。

参考人は「早期発見・早期治療が重要である。執行猶予の判決が出るのであれば治療とセットにして矯正治療制度のようなものを作れば、もう少し行動変容に早く移れ、被害者を出す件数が減っていくのではないかと思う」と語りました。

小西参考人に性暴力被害によって

生じるPTSDは被害に遭ったのち、その被害の記憶を失ってから数十年も経過したあとで記憶がフラッシュバックするケースが指摘されているが、今回の公訴時効の5年延長に対してどのように評価されているか伺いました。

参考人は「PTSDの患者は、できたら事件のことは考えないで無かったことにしようというのが最初の反応である。後になって出てくる場合のきっかけで、一番多いのは結婚とか出産である。晩婚化が進んでいることを考えると、40歳くらいまで記憶がフラッシュバックすることも理論上あり、それに合わせて延ばした方がよい」と語りました。

※齊藤章佳 参考人 大船榎本クリニク 精神保健福祉部長

※小西聖子 参考人 武蔵野大学副学長 同 大学人間科学部人間社会研究科教授

#### 【政府質疑】

航空業界では客室乗務員に対す



るいわゆる盗撮が社会問題となっており、性的姿態撮影処罰法案の成立に大きな期待が寄せられています。

質疑では「客室乗務員の盗撮に用いた機材・携帯電話等が押収され、その機材に人が身に着けている下着のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分の撮影が確認された場合は、処罰の対象となること」また「実際に盗撮行為が行われたものの未遂の場合でも処罰の対象となること」を確認した上で、国土交通省に対し従前か



ら盗撮行為や盗撮未遂行為は客室乗務員の職務を妨げ、安全の保持、乗客の財産の保護、秩序、規律の維持に支障を及ぼすおそれのある行為は航空法上の安全阻害行為に該当するものの、客室乗務員は写真を撮っているだけで職務を阻害する行為に該当するのかと悩んでいることを伝え、客室乗務員に盗撮は罪であり盗撮行為が疑われた場合は申し立てをするよう周知徹底を図り、現場が改正法に基づいて適切に対処されるよう航空業界と連携して取り組みよう訴えました。

6月15日、性犯罪被害者の再犯防止の取り組みや犯罪被害者の経済・精神的ケアのための体制整備に関する政府の対応や認識を大臣に

問いました。

今回の法改正を受けて、性犯罪の再犯防止の取り組みを強化する上で、性犯罪被害者の更生プログラムをきちんと整備する必要性があることを指摘。また性犯罪裁判の審理期間の多くは半年以上を要することに加えて、犯罪被害者の多くは仕事を辞めたり休んだりして経済的負担が極めて大きいことから性犯罪被害者の負担軽減のための体制整備を行うべきと指摘し、大臣の認識を問いました。

大臣は「本年3月に決定された性犯罪・性暴力対策のさらなる強化の方針により、2025年度までの3年間を集中強化期間と位置付けて、性犯罪者に対する再犯防止プログラムの充実をはじめ、関係



府省が連携して各施策を推進してまいらる」また犯罪被害者支援については「関係府省庁とも連携しながら、性犯罪の被害者を含む犯罪被害者を保護し支援する取り組みの推進と充実を努める」と応じました。 ※法案は6月16日全会一致で成立しました。

## 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

4月21日、拉致被害者の一刻も早い救出のため、政府の情報の開示の在り方とともにこれまでの姿勢を改めるよう松野拉致問題担当大臣に訴えました。

冒頭、UAゼンセンとともに4月10日に首相官邸を訪問し過去最多の88万4,639筆の拉致被害者の早期救出を求める署名を松野担当大臣に手交したことに言及した上で、政府は署名手交の際に前向きな答弁はするものの全く結果が伴っていないと指摘。拉致被害者



の一刻も早い救出に向けて、これまでの姿勢を改めて一歩踏み込んだ行動をとらないと前に進めることはできないと訴えました。

その上で、脱北者のホ・ガンイル氏がYouTubeにより拉致被害者の安否などを配信されていること。また、脱北者で日本に在住しているユーチューバーの方が自身のYouTube番組でホ・ガンイル氏に対してインタビューをしたところ、2002年前後の話ではあるものの、平壤の中心部で日本人拉致被害者7名を見たことがあると証言されたこと。これを受けて、特定失踪者調査会から特定失踪者リストの写真をホ・ガンイル氏に送付して確認したところ100%ではないものの坂本さん、

木村さん、加瀬さん、梅田さんについて見た覚えがあると証言がされたことが紹介し、大臣に政府の情報把握状況を確認しました。



大臣は「今後の活動に支障をきたす恐れがあることから回答は差し控える」と述べました。

この答弁に対して、情報開示の在り方自体に現在の拉致問題対策本部の取り組みに問題があると指摘した上で「過去に寺田さんが拉致されていたことをマスコミが大々的に報じたことで、その後、寺田さんの処遇が良くなった事例もある。情報開示をすることで状況を改善し打開に向けて加速させた事例があることを認識して対応すべき」と訴えました。

## 参議院改革協議会

第211回通常国会会期中に3回の参議院改革協議会が開催され「参議院の組織及び運営の改革」委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携」「行政監視機能の更なる充実」などについて協議を行いました。また本協議会の下に設置されている選挙制度専門委員会が4回開催され参議院選挙制度に関して協議を行いました。



## 自殺対策を推進する議員の会

### 第33回總會開催

2月21日、私が事務局長を務める

る超党派議員連盟「自殺対策を推進する議員の会」(議連)は第33回總會を開催し、厚生労働省をはじめ関係省庁より2022年の自殺者数等について報告を受けるとともに、昨年末に議連から政府に行った緊急要望に対する各省庁の進捗状況の確認を行いました。

報告では、2022年の自殺者数(暫定値)は21,843人となり対前年比836人(約4.0%)の増。男女別では、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加。また年代別では高校生以下の児童生徒で512人(暫定値)となり対前年比39人(約8%)増となりました。



議連として、児童生徒の自

殺者数が増加の一途を辿っている現状を踏まえ「こども家庭庁に、子どもの自殺対策を担当する専任管理職を配置すること」など7項目の要望を政府に行うことを確認しました。

### 総理へ緊急要望を提出

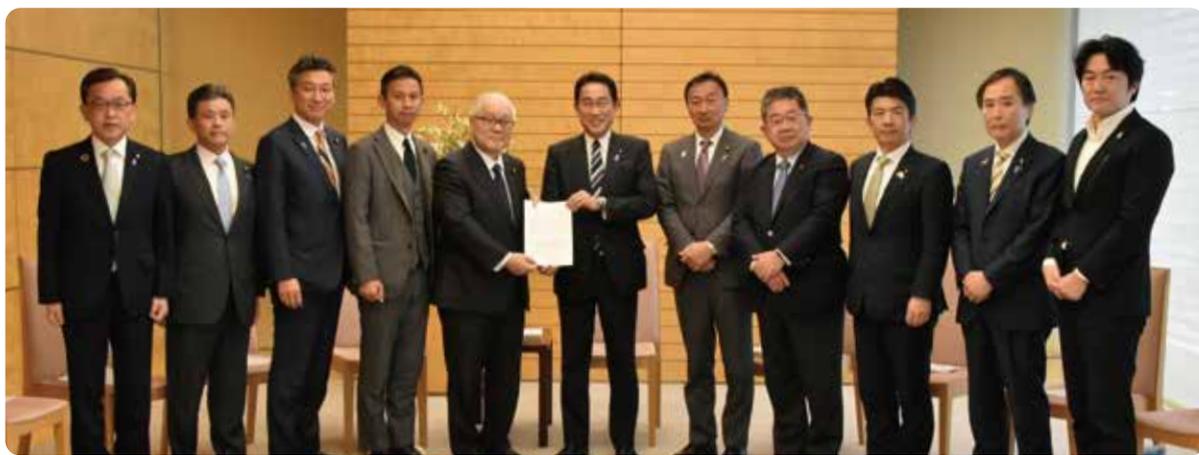
4月5日、岸田総理大臣に「自殺の危機から『子どもの命を守る』ための緊急要望」を提出しました。

議連では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて自殺者数が増加することを懸念して2020年5月以降、計6回の緊急要望を厚生労働大臣、文科科学大臣、こども政策担当大臣に行ってきました。

特に、子どもの自殺対策については、こども家庭庁、文科省、厚生省の3省が連携して進める必要がありますが肝心の司令塔がはっきりしていません。子どもの自殺の実態解明を進めるためには司令塔をはっきりすることが重要です。

子どもの自殺が増え続けているこ

とに国家として極めて深刻な状況との危機感を持ち総理に直接要望書を提出しまし



た。

岸田総理は「子どもの自殺が増えていることは深刻であり、要望を重く受け止める」と述べました。

【要望事項のポイント】

- ①責任者を明確にするため「こども家庭庁」に子どもの自殺対策を担当する「専任管理職を配置」すること。
- ②実態を把握できなければ実効性ある対策を立案することができないことから、子どもの自殺に関する情報を集約し多角的に分析するための体制を整備すること。



- ③文科省は自殺対策を学校で推進するための予算が無いことから、「すべての学校で児童生徒の自殺対策を推進する」ための必要な予算を確保すること。

第34回総会開催

6月14日、議連は第34回総会を開催し4月5日の総理への緊急要望に則り政府が作成した「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の説明を受けた後、出席議員から「プランを立てたことは評価するが、整備の時限や数値目標が示されていない。緊急強化プランであれば速やかに実行し100%を目指すべき」「子



ども向け資料については子どもの視点に立って作成するよう留意願いたい」などの意見・提言がされました。

また今後の議連の取り組みとして、2016年に改正された自殺対策基本法に基づき全国の自治体が地域で自殺対策を策定し、地域の自殺実態を踏まえた対策が展開されているものの、予算が足りず十分に進められていない現状を改善するため、次の3項目を政府に対して緊急要望することを確認しました。

【要望事項のポイント】

- ①地域の取り組みを強化するための「地域自殺対策強化交付金」を大幅に増額すること。
- ②「すべての学校で児童生徒の自殺対策を推進」するために必要な予算を確保すること。
- ③自殺対策のEBPM（証拠に基づく政策立案）強化やDX化促進等のため「調査研究等業務交付金」を増額すること。

## WEB会議等への招待もお待ちしております！

これまでにWEBでご挨拶をさせていただいた皆さま（2023年6月30日現在）

UAゼンセン都道府県支部… 41 都道府県支部 170 回（北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎）  
単組・労連等…883 回

※訪問がかなわない場合は、WEBでの対応いたします。（TEL：03-6550-1223 メールアドレス takanori\_kawai@sangiin.go.jp）



## 国会見学者一覧 2023年1月10日～2023年6月30日

2023年1月10日から6月30日までの間、1,148名の皆様が国会見学・会議等にお越しくださいました。今後も団体の皆様をはじめご家族ご友人など、たくさんの皆様のお越しをお待ちしております。時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきます。国会見学のお申し込みは「かわいたかのり」ホームページよりお願いいたします。

日付	見学者	日付	見学者
2023年 1月10日 火	大正製薬労働組合、大正ファーマ労働組合	2023年 4月27日 木	UAゼンセン新潟県支部
2023年 1月16日 月	マツキヨココカラ&カンパニー労連	2023年 5月10日 水	コモディイダ労働組合
2023年 1月17日 火	シェルガーデン労働組合	2023年 5月11日 木	ヘルスケア産業プラットフォーム化粧品業種委員会
2023年 1月19日 木	大阪ソーダ労働組合東京分会	2023年 5月15日 月	UAゼンセン北海道支部
2023年 1月20日 金	JSGUテクノプロ・コントラクション分会	2023年 5月17日 水	ロフト労働組合
2023年 1月25日 水	アルペン労働組合	2023年 5月18日 木	イズミヤ労働組合
2023年 1月31日 火	クリエイトエス・ディーユニオン	2023年 5月19日 金	UAゼンセン京都府支部
2023年 2月 2日 木	SSUA三峰ユニオン	2023年 5月22日 月	UAゼンセン福島県支部
2023年 2月10日 金	シキボウ労働組合	2023年 5月23日 火	UAゼンセン東京都支部
2023年 2月14日 火	アルペン労働組合	2023年 5月24日 水	UAゼンセン東京都支部
2023年 2月16日 木	三菱ケミカル労働組合	2023年 5月25日 木	イオン北海道労働組合
2023年 2月17日 金	カネボウ労働組合クラシエ西日本支部	2023年 5月31日 水	東レ労働組合東京都支部
2023年 2月21日 火	交通労連 軌道・バス部会バスフォーラム	2023年 6月 5日 月	UAゼンセン新入局員研修会
2023年 3月10日 金	大正製薬労働組合、大正ファーマ労働組合	2023年 6月 7日 水	UAゼンセン岡山県支部
2023年 3月23日 木	ケースホールディングスユニオン	2023年 6月 8日 木	UAゼンセン愛媛県支部
2023年 3月24日 金	UAゼンセン山梨県支部	2023年 6月 9日 金	東洋紡労働組合
2023年 3月28日 火	ヘルスケア産業プラットフォーム	2023年 6月12日 月	グンゼ労働組合
2023年 3月28日 火	アルペン労働組合	2023年 6月13日 火	ギガス労働組合
2023年 4月 7日 金	鴻池運輸労働組合連合会	2023年 6月14日 水	東レ労働組合
2023年 4月12日 水	イオン北海道労働組合	2023年 6月15日 木	川合推しグループ
2023年 4月13日 木	サミット・レイパー・ユニオン	2023年 6月15日 木	マルハンユニオン
2023年 4月14日 金	東急プロパティマネジメント労働組合	2023年 6月16日 金	帝人連合
2023年 4月19日 水	ヘルスケア産業プラットフォーム医療機器材料関連労組委員会	2023年 6月19日 月	東レ労働組合東京支部
2023年 4月21日 金	UAゼンセン総合サービス部門インフラサービス部会	2023年 6月22日 木	全ヤオコー労働組合
2023年 4月24日 月	交通労連トラック部会	2023年 6月23日 金	テルモ労働組合
2023年 4月25日 火	セブン&アイ労連	2023年 6月30日 金	小田島様
2023年 4月26日 水	イオン北海道労働組合		

2023年1月10日～2023年6月30日 1,148名 / 2016年9月～累計17,639名



かわいたかのり公式Twitter

登録をよろしく  
お願いいたします

